

報道関係者 各位

平成29年10月31日
【照会先】
第二部会担当審査総括室
審査官 八木 公代
(直通電話) 03-5403-2168

タカハシスチール不当労働行為再審査事件 (平成28年(不再)第47号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 山川隆一)は、平成29年10月30日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～ 団体交渉における会社の対応は不誠実であったとはいえ、不当労働行為に当たらないとした事案 ～

会社は、3回の団体交渉において、組合の要求や質問に対して誠実に対応していたことが認められる。なお、組合は、会社が事実と異なる内容を述べて不誠実な対応をしたと主張するが、会社が敢えて虚偽の発言をして不誠実な対応をしたということとはできない。したがって、3回の団体交渉における会社の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たらない。

I 当事者

再審査申立人：管理職ユニオン・関西(「組合」)(大阪市) 組合員240名(初審最終時)

再審査被申立人：タカハシスチール株式会社(「会社」)(東京都中央区)従業員 80名(初審最終時)

II 事案の概要

1 Aは、会社の東京本社の貿易部に採用されたが、名古屋支店に異動となり、同支店在籍中に解雇を予告され、その後、同予告は撤回されたものの大阪支店に異動となり、同支店で倉庫作業に従事するようになった後、組合に加入した。

本件は、Aの貿易部復帰等を議題とする3回の団体交渉における会社の対応が不誠実であり、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるとして、救済申立てがあった事件である。

2 初審大阪府労委は、会社の団体交渉における対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為には当たらないとして、救済申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 会社は、Aの貿易部復帰を求める組合の要求に対して、それができないこと及びその理由について会社の見解を述べ、また、Aの解雇予告について組合が事実確認等を求めたことに対して、その都度、一定の回答を行っており、誠実に対応していたというべきである。さらに、3回目の団体交渉には、組合の求めに応じて社長が出席し、社長からも会社の見解を述べたり、より詳細かつ具体的に回答するなどしており、誠実に対応していることが認められる。

- (2) 組合は、会社が事実と異なる内容を述べて不誠実な対応をしたと主張するが、団体交渉において、使用者が労働組合と異なる事実認識や見解を明らかにしたからといって、会社が敢えて虚偽の発言をして合意の達成を妨げようとしたものとして、直ちに不当労働行為が成立するわけではない。本件において、組合が問題とする会社の各発言を検討しても、事実と異なると認めるに足りる証拠がないことなどからすれば、会社が敢えて虚偽の発言をして不誠実な対応をしたということはできないから、組合の上記主張は採用できない。
- (3) 以上のことからすれば、3回の団体交渉における会社の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるとはいえない。

【参考】

初審救済申立日 平成27年5月21日（大阪府労委平成27年(不)第30号）
初審命令交付日 平成28年8月29日
再審査申立日 平成28年9月6日